

2014年11月20日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2015年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

本県はいまだに7万7千人もの県内避難者と4万6千人を超える県外避難者を抱え、時間の経過とともに変化し複雑化する原発事故の被害の中で大震災・原発事故から5年目を迎えるようとしています。

知事は「生活再建策は避難者それぞれの状況によってきめ細かく対応」とすると復興にあたる姿勢を述べられました。特に、遅れている住まいの再建を中心とした人間の復興そのものに県が本格的に支援を強めることが今求められています。

一昨日、安倍首相は会見を開き、今日21日の衆議院解散を表明しました。また、来年10月の消費税率引き上げを先送りし、2017年4月に10%への再増税を「確実に実施する」と明言しました。消費増税による「増税不況」が今日の景気悪化を招いたことを認めながら「一年半後には景気がどうあろうと10%にする」という無責任きわまりない態度です。復興の途上にある本県にとって、さらなる増税が県民生活復興の足かせとなることは明らかであり、被災県として断固反対の声をあげるべきです。同時に、今後予定される医療・介護の制度改定でサービス切りや負担増が危惧されます。社会保障の充実を願う県民の切実な声にこたえる県政運営が求められます。

安倍首相は同じ会見の中で、日本を「戦争する国」へと変質させる集団的自衛権行使の法制化などとあわせて、原発再稼働を「総選挙の公約に書き込む」と発言しました。内堀知事の取りまとめる初の予算編成にあたって、「“原発に依存しない社会をつくろう”とのメッセージを国内外に明確に発信していく」という決意が目に見える予算とし、国の原発再稼働方針にきっぱり対峙すべきです。

本県の来年度予算編成にあたって以下の項目の実現を求めます。

一、2015年度県予算編成方針について

本県復興は、ハード面での進行状況に比べ一人一人の暮らしと生業の再建はまだこれからです。県民が安心して住み続けられる「人と地域が輝く福島」にふさわしい福祉型県政を目指す予算編成が求められます。また、憲法と住民自治がいきる県づくりを求めるものです。

1. 県民の安全安心に重大な危険を及ぼす集団的自衛権行使容認の撤回と、原発情報を隠す恐れのある特定秘密保護法の廃止を求めること。
2. 大震災からの復興に大きな悪影響を及ぼす、消費税10%への増税中止を求めること。
3. 福島特措法にある知事の提案権を活用し、県の裁量で使えるいっそうの予算確保と被災者をはじめ県民への支援を具体的に国に求めること。
4. 医療、介護、教育、子育てを県予算の柱にすえること。
5. 不足している技術職員・医療福祉関連職員の増員と正規職員化を行うこと。全国からの職員派遣を引き続き要請し、市町村からの派遣要請に十分こたえること。
6. 大規模開発や企業誘致中心から転換し、県民の命・財産・安全を守るための福祉や防災対策に抜本的に予算を振り向けること。
7. 本県基幹産業である農業復興のため、農地の大規模化偏重を改め、家族農業や小規模農家を支援する農政へ転換すること。

二、原発事故収束への取り組みと原発ゼロの発信

1. 第二原発の廃炉を引き続き国と東京電力に求めると同時に、全国の原発再稼働に反対し原発ゼロを発信すること。
2. 汚染水対策は、地下水と地層専門家の総動員、汚染状況を敷地外も含め調査し公表を徹底させ、「放射能で海を汚さない」立場を明確にしたあらゆる手立てを取るよう、国と東京電力に求めること。県も独自に調査し状況の把握に努めること。
3. 汚染水対策を含む廃炉作業にかかわる国の姿が見えない事から、国が責任を持って進める体制の強化と情報発信を求めること。
4. 汚染水・廃炉対策に関し異常が現れた場合、県が瞬時に状況を把握し県としての対応を判断できるシステムをいっそう充実させること。

三、除染、賠償、被災者支援について

(1) 除染について

1. 住宅除染が全体計画に対して30%台に留まっている現状の抜本的打開を図るため、市町村への支援を強化すること。
2. 国直轄除染地域の除染が手抜きとならないよう、住民が納得する除染を求めること。そのための国の除染ガイドラインの見直しを求めること。
3. 除染特措法施行以前に自主的に行った除染費用の賠償は、個人が自ら作業した労賃、及び2012年9月末日以降に行なった自主除染についても賠償の対象とするよう国に求めること。学校・保育所等の放射能汚染土壌についても国の責任で搬出すること。
4. 住宅除染で出た汚染土壌の自宅内仮置きについても、保管料を出す仕組みを作ること。
5. 住宅の再除染について、ホットスポットがあり希望する世帯は全戸実施するよう国に求めること。
6. 生活圏森林除染について、宅地から20メートルに限定せず宅地の線量低減が確認できるところまで範囲を拡大すること。
7. 除染の目標である空間線量率毎時0.23マイクロシーベルトは除染実施主体の別にかかわらず堅持すること。

(2) 賠償について

福島原発事故は人災との立場から、賠償を早く終わらせたい国と東京電力の態度を許さず、加害責任を最後まで果たさせることが重要です。

1. 県原子力損害対策協議会の全体会を開催し、現時点での賠償の実態を明らかにし共有するとともに、国と東京電力に対して改めて完全賠償を求める県民運動を起こすこと。
2. 全県民の精神的損害の賠償継続を国と東京電力に求めること。
3. すでに避難解除された地域の多くの住民が帰還していない現状から、賠償の再開、継続を求めるとともに、避難解除後1年を相当期間とする賠償の打ち切りは行わないよう、原子力損害賠償紛争審査会の賠償指針の早期見直しを強く求めること。
4. 税金申告の猶予期限が2015年3月末で終了となることから、最大で5年前にさかのぼって納税が求められるケースも出る。営業損害の賠償のため経費の控除ができず、賠償金の半額近くに課税される例もあり、生業復興の大きな障害となる。改めて賠償金への非課税措置を国に求めること。
5. 県内各地で現在の賠償を不服としたADR集団申し立てや、裁判への提訴が広がっている。県としてこのような活動を支援すること。

(3) 被災者支援について

地震、津波、原発事故と二重三重の被害を受け、県民の生活と生業の再建はまだ緒にもつかない現状にあります。

1. 被災者生活再建支援法の国の支援金を最低でも500万円に引き上げるとともに助成対象の拡大を求めること。県として独自の支援制度を創設し、住まいの再建を促進すること。
2. 復興公営住宅の建設を促進するとともに、いわき市等で行っている家賃軽減制度を県として創設すること。
3. 個人住宅の二重ローン解消制度の周知徹底を図るとともに、活用拡大に向け金融機関にも協力を求めること。
4. 仮設住宅に継続入居できるようにし、希望者には建物の払い下げを実施するなど、住まいの再建を支援すること。
5. 仮設住宅の備品譲与については、プレハブ協会からリースしているものについても、活用できるよう協会と協議を行うこと。
6. みなし仮設（借り上げ住宅）に暮らす避難者が入居を継続できるよう、家賃補助等の支援策について国と協議すること。
7. 県内の同一自治体に自主避難する世帯への家賃助成を県が判断し実施すること。
8. 全県民の高速道路料金無料化を国に求めること。
9. 避難生活の長期化に伴う疾病の増加、要介護者の増加にきめ細かに対応するため、人的体制を強化し、人材確保に向けて特別の処遇改善策を講じること。

四、福祉型県づくりをすすめることについて

(1) 医療について

1. 国の医療改悪による入院給食費患者負担増、後期高齢者医療保険料の特例軽減廃止によ

る負担増など、国民各層への大幅な負担増計画に反対し、県民のいのちと健康を守ること。

2. 県民の医療費無料制度を全県民に拡大するよう国に求めるとともに、県独自の実施を進めること。当面18歳を超えた県民の甲状腺異常への治療費助成を行うこと。
3. がん検診など、各種検診を無料で受けられる仕組みを作ること。高度な医療機器による検査費用の軽減を図ること。
4. 医療従事者不足を解消するため、県として人材育成計画を策定し、専門職の養成機関をつくること。
5. 深刻な看護師不足を解消するため、本県に限定した特別の処遇改善策を講じること。現在閉鎖している相馬市にある准看護師養成機関の再開を支援するとともに浜通りに看護師養成機関を作ること。
6. 県の地域医療計画策定にあたっては、国のベッド削減方針を前提とすることなく、県民の医療ニーズに見合った計画とすること。
7. 来年1月から始まる新たな難病医療費助成制度の周知徹底を図り、難病患者がもれなく適用されるようにすること。
8. 被災者の医療費助成を原発事故避難区域に限定せず、岩手、宮城のように地震・津波被災者にも適用を再開すること。
9. 県の周産期医療の充実を図るとともに、公立岩瀬病院の産科開設にあたっては、国に医師確保を求めるなど国立病院機構福島病院の産科医師不足を招かないよう、県として広域調整を行うこと。

(2) 国保事業について

1. 国保広域化に反対し、国庫補助率の抜本的引き上げを国に求めること。
2. 医療費助成制度に伴う国の補助金削減のペナルティは廃止するよう国に求めること。
3. 国保資格証明書、短期保険証の発行は行わず、医療を受ける権利を保障するよう市町村を支援すること。

(3) 高齢者福祉、介護保険事業について

1. 高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画策定にあたっては、特別養護老人ホームを増設し増え続ける待機者の解消を図ること。
2. 特養ホーム入居者の7割を占める低所得者負担軽減策（補足給付）の適用制限に反対し現行制度の継続を求めること。
3. 認知症の予防を含めた総合的な対策を県としてすすめること。
4. マクロ経済スライドによる恒久的な年金削減の中止を求めること。

(4) 子育て支援について

女性が輝く社会実現のためには、子どもを産み育てながら働き続けられる社会的条件整備が求められています。

1. 認可保育所の待機児童の実態を正確に把握するとともに、待機児童解消に向け、認可保育所を増設すること。

2. 学童保育所の施設基準に合致する施設整備に向け、県の助成制度を創設すること。
3. 県民健康管理調査でも、福島県内の妊産婦のうつ的傾向が全国平均に比べ高いと指摘されていることから、妊産婦の心のケアの取り組みを強化すること。
4. 育児休業制度の周知徹底と、取りやすい環境づくりを県が率先して条件整備を図ること。
5. 女性に限らず、育児しながら働き続けられる雇用環境の整備を進めるため、県がイニシアチブを発揮すること。
6. 子どもの貧困対策法の成立を受け、県の計画を策定すること。
7. 女性の貧困解決のため、母子家庭への経済的支援を強化すること。
8. 派遣、パート等の不安定雇用を正規雇用に転換することを国に求めるとともに、県採用の臨時職員の正規雇用化を進めること。

五、教育行政について

大震災・原発事故を受けた本県の実情に加え、子どもの貧困や教員の多忙化が国際的に指摘されています。保護者負担の軽減と教育の復興を求めます。

1. 教育予算を大幅に増額し、学校教育にかかる保護者負担を軽減すること。
2. 子どもたちの心のケアやきめ細かな支援を行えるよう、正教員や専任の教職員を増やすこと。
3. 本県の30人学級を堅持するとともに、全学年へ拡充すること。また、小・中学校、高校の30人学級を実施するよう国に求めること。
4. すべての学校や体育館の耐震化・改修を早急にすすめること。
5. 放射線教育については、原発事故についてもふれたものとする。
6. 被災地の子どもの心のケアと貧困対策のために、スクールソーシャルワーカーの増員と人材育成を行い、家庭まで含めた子どもへの支援を行うこと。
7. 障がい児学級の設置基準を国に求めるとともに、障がい児学級の体制の充実、特別支援学校の新設をすすめ、過密・教室不足を早期に解消すること。
8. 世界的にも異常に高い日本の教育費保護者負担の解消を図るため、給付制の奨学金制度の拡充を求めるとともに、県として大学を含めた給付制奨学金制度をつくること。
9. 今年度大幅に改定された地方教育行政法の運用にあたっては教育の自主性を尊重し、被災した本県の実情をふまえて教育条件の整備をすすめること。

六、商工業、観光、雇用、再生可能エネルギーの推進について

1. 復旧・復興に格差が生じていることから実態の把握をすすめ、中小企業を中心とした福祉・防災の町づくりで雇用の拡大を図ること。
2. グループ補助金等の周知徹底を図り、地震被害も対象にすることを含め、事業を継続するよう国に求めること。国の補助金制度に該当しない事例については、県独自の同等の支援を行うこと。
3. 二重ローン解消に向けて制度の周知や活用のためのきめ細かな支援を行うこと。
4. 「福島産業復興企業立地補助金」は、地元中小企業の活用拡大をはかること。
5. 原発震災の実態を知らせ風評被害払しょくもできるような観光商品を様々な角度から検討し推進すること。

6. 最低賃金時給1000円以上への引き上げを求めること。雇用は正規が当たり前という働くルールを国の責任で確立し、不安定雇用の固定化につながる労働者派遣法の改定を行わないよう求めること。
7. 本県から異常な働かせ方を一掃するため、労働法違反や長時間過密労働で若者を使いつぶすブラック企業の実態を県として調査するとともに、悪質なものについては企業名を公表すること。
8. 再生可能エネルギーの系統接続保留をやめるよう東北電力に求め、国に対しても短期長期の抜本的対策を強く求めること。企業主導のメガソーラーなどの市町村への届け出義務付けや、県内中小企業育成、県民参加、地域循環型促進などの内容を盛り込んだ条例を制定すること。

七、農林水産業の復興について

大震災・原発事故に加えて、国の農業切り捨て政策が本県農業の前途をより深刻なものにしています。

1. TPPからの撤退を強く国に求めること。
2. 本県の農業者の9割以上を占める家族農業への支援を強めること。
3. 農業委員会の委員公選制と建議権を堅持するよう国に求めること。
4. 農地中間管理事業については、大企業等への農地集積が優先されないよう、十分に農業委員会の意見を聴くこと。
5. 本県に農業系の大学・学部を創設すること。あわせて原子力災害・放射能汚染問題に一元的に対処できる研究体制を構築すること。
6. 森林の保育につながる対策をいっそう促進し、本格的な森林除染を国に求めること。
7. 漁業の再開に向けて海域のきめ細かい放射性核種の検査体制の拡充を図り、非破壊型の検査機器の研究開発を推進すること。

八、防災事業の促進について

1. 土砂災害防止法の改定を受け、基礎調査と地域指定の促進に向け思い切った予算措置を講じること。
2. 危険箇所立地する要援護施設の安全対策を優先して行うこと。
3. 河川改修の促進に向け、大幅な予算措置を図ること。
4. 火山予知連絡会が監視・観測体制の充実が必要と指摘する火山の中に、本県の三つの火山が含まれていることから、国に対し常駐の監視・観測体制の確立を含め人員の拡充を求めること。
5. 県内の気象観測現場への再人員配置を国に求めること。

以上